

# 鶴岡市障害者地域自立支援協議会だより

No.14

<目次> P1～2 できごと  
P3～6 特集「虐待をふせぐ」～支援の中で忘れてはならないもの～  
P7 部会活動報告  
P8 リレートーク（一般社団法人 Pasio 佐原和紀さん）

## 「発達障害のある方の就労支援研修会」開催

8/23

### 参加した企業・雇用主、7社にとどまる

8月23日、発達障害に対する企業の理解をすすめ、雇用の促進・安定を図ることを目的に「発達障害のある方の就労支援研修会」を開催しました。

県立こころの医療センター東海林岳樹先生より青年期の発達障害について説明、続いて山形障害者職業センターの職業カウンセラー小泉友香氏より同センターの支援体制などの事例を交えて紹介されました。

参加者は企業・雇用主や保育・教育関係、障害福祉サービス事業所、その他一般の方々と約90人が参加しました。

部会での準備段階では、どのように企業に周知したらいいのかハローワークや商工会議所に相談したり検討を重ね、青年会議所会員への一斉メールや山形県中小企業団体中央会の協力を得てできるだけ多数の企業関係者に案内しましたが、参加された企業・雇用主は7社にとどまりました。

企業の発達障害者への理解はまだ十分とはいえない現状ではありますが、今回の研修会を第一歩として、今後も企業に障害者雇用について理解していただく活動を継続していかなければならないと強く感じました。

## 「町内会長と家族をつなぐ講話会」開催しました

9/2

### 「助けてほしい」「助けたい」をつなぎたい

こども部会では、障害のあるお子さんのことや家族が抱えていることなどを地域住民の方に広く知っていただくための講話会を毎年行っています。今年は町内会長の方を対象とした「町内会長と家族をつなぐ講話会」をにこふる3F大会議室にて開催し、27名の参加（内町内会長24名、児童福祉関係者3名）がありました。

講演では、3名の障害のあるお子さんのお母さんより、自分の子の障害について、今どんな生活をしているのか、不安に思っていること等を話していただきました。

話を聞いた町内会長の皆さまからは、「障害児の情報が得られず、アプローチの仕方がわからない。情報提供してもらえれば町内会として役立つことが

できる。」、「障害について理解を深めることができた。もっと知識を得る機会を持ちたい。」、「地区でも同様の催しをしてほしい。」といった声がありました。

助けを必要としている家族と役立ちたいと思っている地域住民の方をつなぐため、周知活動の継続とともに多様なアプローチをしていくことの必要性を感じました



## 県子ども医療療育センター

### ・発達障がい者支援センター視察研修

9/12

#### 「医療」「療育」の面から子どもたちの育みのお手伝い

9月12日、発達障害部会・こども部では、上山市にある「山形県立子ども医療療育センター」（旧称「山形県総合療育訓練センター」）内にある、山形県発達障がい者支援センターの視察研修を行いました。

「山形県立子ども医療療育センター」は、障害児（者）の多様化する福祉ニーズに対し、医療、機能訓練、生活支援等の専門的機能を活用し、総合的な療育サービスを提供することを目的としている施設です。5月から新医療棟も開設しており、施設内も案内していただきました。

県内各地からの相談があり、最近の傾向としては、重度の心身障害児の入所や発達障害の診察等の医療的な側面が多くなっており、新患は半年待ちと長くなっているとのことです。

「発達障がい者支援センター」は、その施設内にあります。発達に心配がある場合は、行動観察や心理検

査などでアセスメントを行い、必要に応じて囑託の精神科医による医学診断を行うほか、こども医療療育センター小児科などと連携を図りながら、その特性に応じた支援の方法について助言などを行っているということです。

また、日常生活などに関わる相談も受けており、助言や機関紹介・福祉制度の情報提供も行っています。就労についての相談も、障害者職業センターなどと連携を図りながらの支援も行っています。

参加者からは、発達障害者基本法の改正に伴い県の取り組みや、ライフステージごとの課題や教育・医療・福祉の各機関で受けた相談をつなぐ役割としての機能等について等、活発な質問が出されました。

発達障害に関する相談・問合せは、同センターTEL 023-673-3314へ。※相談は無料ですが、来所相談は予約が必要です。

## つるおか大産業まつり

10/15・16

### 2事業所が市のイベントに出店しました

初日は、あいにくの雨のスタートとなった大産業まつりでしたが、次第にお天気も回復し、まつりの二日間、会場となった小真木原運動公園は大勢の人でにぎわいました。

今年、鶴岡地区障害者通所施設連絡協議会からの出店の申し出は2事業所。会場の一角に、「おからや」と「親和会」が出店し、たくさんのお客さんが訪れていました。

「おからや」では、準備した商品が終了時刻よりも前に売り切れるなど、好評だったようです。おからやを知っていて購入してくれる人、クッキーの試食で気に入って購入してくれる人など、いろいろ。また「親和会」の販売ブースでも、事業所



職員の方と一緒に利用者の方も接客・販売を担当し、笑顔で対応していました。

※鶴岡市で定めている

「鶴岡市障害者就労施設等からの物品等調達方針」でも、調達の推進に関する具体的方策として「販売機会の確保」を挙げており、市が主催、共催するイ

ベントでの展示・販売、イベント等における販売スペースの確保等、施設等の物品の販売機会の確保に努めることになっています。

今後もこのような機会が増えていくことが見込まれます。



# 特集 虐待を防ぐ

～支援の中で忘れてはならないもの～

## 「障害者虐待防止研修会」開催 しました

自分の支援を見直すきっかけに…

去る10月6日、鶴岡市総合保健福祉センターにこのふるで、障害者虐待防止研修会を開催しました。いなほ作業所所長の村井勢一氏を講師に迎え、国主催虐待防止研修会の報告とアンダーコントロールについての講義を受けた後、事例二つについての意見交換（グループワーク）を行いました。全国の中で実際にあった事例について、どうしたら虐待にならない支援になるのか、グループで活発に意見が出され、日々の支援を振り返る機会が得られ、虐待防止に対する意識が高まったものと思われま

さらに、虐待事例のグループワークを通して、基本的な利用者支援すなわち、利用者を大切に思う気持ち、障害者の基本的人権について掘り下げて考えることができました。

最後に、閉会の挨拶として、市福祉課障害福祉係の木島秀明障害福祉主査からの「鶴岡市は虐待の先進地」との話が、この研修会の内容を締めま



研修会のグループワークの様子。

た。木島障害福祉主査は「今回の研修は、必ず事業所に持ち帰って支援の点検をして欲しい。自分の職場は、虐待をしていないか、大丈夫だろうかと皆で話し合ってもらいたい」と話しました。

参加者から、「自己の支援法や職場のあり方をもう一度見直していきたい」との声もあり、この度の研修の効果があったものと思われま

「他事業所の意見を聞くことが出来て良かった・参考になった」「これは、答えが出ない研修会であり、今回を最後にしないで2回目もして欲しい」という感想も多かったため、鶴岡市障害者地域自立支援協議会では今後もこのような機会を設けていきたいと考えています。

## ▶ CASE STUDY①

研修会で取り上げられた、実際にあった事例です。研修会では、この事例でグループワークを行いました。みなさんも、どんな対応ができるのか検討してみましょう。

### 【身体的虐待（身体拘束）】

年齢・性別	30代後半 男性
支援区分	区分5
障害手帳	療育手帳A
障害種別	知的障害
身体状況	自閉症・ざわざわした場面が苦手
利用サービス	就労継続支援事業・グループホーム
家族構成	高齢の父と嫁いだ妹がいる

### 【概要】

事業所の活動の中で、外出することになった。利用者Aさんは、玄関で靴を履き替えようとした。その時、他の利用者5人も靴を履き替えようと玄関に集まり、ざわざわと話し声や飛び跳ねる物音がした。

利用者Aさんは、イライラが高まり、隣にいる利用者Bさんに噛みついてしまった。職員は噛みつくことをやめさせるため、本人を羽交い絞めにして利用者Aさんを引き離したところ、さらにパニックになり暴れたので、Aさんを活動室に連れていき、鍵をかけ閉じ込めた。

<特別寄稿>

# 虐待の構造から 見えてくるもの

鶴岡市福祉課 障害福祉係

障害福祉主査 木島 秀明

## はじめに

先日行われた障害者地域自立支援協議会の虐待防止研修会において、“鶴岡は虐待の先進地”という言葉で皆さんを驚かせてしまいましたが、事実として、平成24年10月に虐待防止法が施行されて以降、平成25年度に鶴岡の事業所が県内で初めて

「施設従事者による身体的・精神的な虐待」の通報があり、県から指導勧告を受けています。また、平成26年度にも鶴岡の別事業所で同じく、「施設従事者による精神的虐待」が発生しています。つまり、2年連続ということなのです。

良い方に見ようと考えた場合、法律に掲げる通報義務が、市民、利用者、関係機関にしっかり理解され、それが果たされていると言えますが、やはり、福祉の街鶴岡としては、不名誉なことであると思っています。

障害者虐待防止法が成立し施行されたことは、他方から見れば、この法律の存在自体が、私たちの社会にまだ障害者差別、虐待があることを逆証していると言えます。

虐待はいけない、虐待は許されないと主張し、虐待を罰し、未然に防ぐことの必要性をわざわざ法律で強調しなくても、ごく当たり前のこととして障害者の権利が守られ、虐待が起こらない社会が本当は求められているのだと思います。

## 医学モデルから社会モデルへ

ご存知の方も多いと思いますが、復習の意味で、障害のとらえ方について確認しておきたいと思います。

20世紀から21世紀になった2001年を境に、国際障害分類（ICIDH）医学モデル（個人モデル）から国際生活機能分類（ICF）社会モデル（生活モデル）という新しい考え方で分類方法が変わり、障害のとらえ方が大きく変わりました。

「医学モデル」（個人モデル）は、社会的不利を個人の問題とする考え方で、治療、訓練によって、いわゆる一般社会に適応できるよう、本人自身のハンディそのものの克服や軽減により能力の向上を目指すものです。

知的障害の福祉現場においても「医学モデル（個人モデル）」的な考え方が主流で、皆に合わせる力をつけることが、その人の幸せにつながる、と信じ、時には厳しい課題を課し、また、厳しい言葉で接し、そのことが指導であり、訓練であり、それが日常の作業となっていました。今もそうした支援方法で接している支援員がいるかもしれません。（変わる制度、変わらない支援）

一方、社会モデルとは、障害者が感じる社会的不利は社会に問題があるからである、とする考え方で、障害者とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考えます。

例えば、駅で電車に乗るとします。車いすを使って階段を上れずに電車に乗れないのは、エレベーターがないという障壁のためであり、エレベーターが設置されていれば、1人で2階に行けるので障害を感じなくなります。一人で外出できない障害者で



も、ヘルパー利用など、社会サービスが充実していれば、障害を感じることなく外出することができます。

このように、社会モデルは、身体能力に着目するのではなく、社会の障壁に着目し、電車に乗れないという障害を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方です。

これは、障害者権利条約に示された「合理的配慮」の考え方であり、その定義は「他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使できるための必要な調整、変更」とあります。

つまり、この「合理的配慮」によって様々な社会の障壁の軽減と「共生社会」の実現を図るものであり、疾病や障害の有無に関わらず、すべての人が生活の中で関わる健康上のあらゆる問題について、共通した見方やとらえ方をすることと理解できます。

しかし、気をつけなければならないのは、社会モデルがよくて、医学モデル（個人モデル）はダメだ！と、短絡的に考えることではないこと、また、合理的配慮が、特別な配慮や扱いをする、<sup>えこひいき</sup>依怙贖罪をするということでもないのです。

人は必ず成長し、今よりも質の高い生活と人生を送ることのできる可能性を持っており、そのための支援をあきらめてはならない、エンパワメントの視点が大切であるということです。

相手の特性や個性や文化やニーズを理解した上で、一人ひとりにとって適切な環境調整や、理解を進めるためのツールが提供できれば、自立性の向上と自尊心が高まり、生活の質の向上につながります。

社会モデルと合理的配慮を前提として、医学モデル（個人モデル）を探求していく、個人の成長や自己実現を目指すことが、社会的障壁（ハンディキャップ）を軽減していく、という構図が、本来目指すところであると思うのです。

「普通の生活」とは何か。改めて考えると、健全者と呼ばれる大多数の人の生活様式が普通で、その大多数に合わせる事が人間らしい生き方だとい



う、大多数の人々の「思い込み」が、偏見、いじめ、排除、そして、表面化した虐待を生じさせている、と考えることが出来るのではないのでしょうか。「みんなちがってみんないい」（金子みすゞ）が当たり前の社会になるために、大多数（あなた）の常識は、非常識かもしれないことを、もう一度振り返り考えてみてほしいと思います。

## 虐待の構造

虐待が起こる背景には、振り返りや反省がなされることなく、放置された数多くの不適切な支援や介護など、あるいは、虐待の判断が微妙な行為や事象が数多く存在しています。

虐待を防止するためには、この虐待が起きる構造をしっかりと理解することがとても大切です。

例えば、ある支援者が知的障害のある利用者に暴言・暴力をふるったとしましょう。このような虐待事例において、その暴力行為は何の脈絡もなく、何の背景もなく、突如現れたと考えることは出来ません。仮に突発的なことだった場合は、虐待ではなく、傷害や名誉棄損といったものになると思います。したがって、その支援者は、虐待行為に至る以前に、多くの不適切な行為を重ねてきていると考えべきです。

例えば、利用者の主張、声に対して聞こえないふりをする、面倒くさそうな表情で応える、信頼関係が出来ているからという思い込みで暴言を吐く、相手をからかう、相手を笑いの種にする、名前を呼び

捨てにし、幼児に話しかけるように大人に話す、自分の感情によって支援をコロコロ変える等々…。

## 虐待を防止するためには

虐待が顕在化する構造は、「ハインリッヒの法則」に似ています。ハインリッヒの法則は、1：29：300の割合で事件が発生するというもので、1つの重大事故の背景には29の中規模事故があり、さらにその背景には300の顕在化しないヒヤリハットが存在しているというものです。

もし、このような構造の中で虐待が起きるものとしたら、虐待を防止するためには、いかにして不適切な支援に気づき、それを正していくかということです。その修正する力を支援者が身に付けること、またその職員を含む支援者のチームが構成員の不適切な言動を率直に指摘しあい、振り返り、正していく修正する力を持てるか否かが肝要なところです。

特に、長年障害福祉に携わっている方は注意が必要です。長年障害福祉に携わっている方は、支援はこうあるべき、という固定化された理念に基づく支援や、古くから行われてきた医学モデル（個人モデル）的な部分のみに着目した支援となることが多く、長年障害福祉に携わっているだけ、新参加者の意見は聞き入れられないことが多いように思います。

## 自己受容以上に 他者受容は出来ない

私たちは人間である限り、常に成長過程にあり、全知全能ではありません。常に不完全であり、いつも適切に判断出来るものではないのです。

自己受容とは、「ありのままの自分を受け入れる」ということです。イラッとする自分、なんて言った通りにしてくれないんだ！と思う怒りをあらわにする自分、こういった感情をまずは、十分に感じ、自分自身で聞き入れること、認めることからスタートです。それを感情のままに他人にぶつけても何も解決はしないのです。

人は不完全であることを率直に認めることが必要であり、そのことを認めるからこそ、常に、自分を振り返り、お互いに気づき、気づき合える関係を自分の内部と周囲に作り上げていくこと出来るのだと思います。

障害者も支援者も、同じ人であるということ、立場上の関わりではなく、人としての関わっていくことが大切なことだと思います。

〈了〉

## ▶ CASE STUDY ②

研修会で取り上げられた、実際にあった事例その2です。

### 【心理的虐待】 【放棄・放任（ネグレクト）】



年齢・性別	40代前半 女性
支援区分	区分3
障害手帳	療育手帳B
障害種別	知的障害
身体状況	言葉を探しながら会話をするため会話に時間がかかる
利用サービス	就労継続支援事業B型
家族構成	父との二人暮らし

【概要】利用者Aさんは、いつも職員より「もっと、はっきり話して」「もっと、早く早く～」と強い口調で言われている。

その様子を見ている他の利用者も、利用者Aさんに対して「何、話してんだよお～」「めんどくせえ～」と強い口調で暴言を吐いたり、時には頭を叩いたりしている。職員は、その様子を見て何も言わない。

利用者Aさんは、「あたしが悪いんだから仕方ない」と思い、通所している事業所の職員には相談できなかった。相談支援事業所のモニタリングの際、相談支援専門員に話した。

# 部会活動報告

それぞれの課題に対する  
様々な取組み

## 相談支援部会

現在「介護保険との連携」について、介護保険担当者の方から参加頂きツールを検討中です。互いに制度を理解し、障害特性を踏まえた支援に向け共通理解を図ることにもつながっています。「医療・療育との連携」においては、医師会や学校等と情報提供等を目的とした連携ツールを作成中です。「成年後見分野との連携」では、成年後見制度の周知に向け、わかりやすいリーフレットを作成しています。どの分野においても、一人ひとりの支援において途切れない支援体制を構築するために重要であり、相談支援と地域のネットワークづくりに取り組んでいます。

## こども部会

こども部会では、9月2日に「町内会長と家族をつなぐ講話会」を開催した他、こども版障害のしおりの改訂を行い、9月12日には発達障害部会の視察研修に部会員5名が参加し、山形県立こども医療療育センターを視察して参りました。現在は11月17日の「災害時の現状と課題」情報交換会に向けて準備をしているところで、他県での災害が起こった時の現状について講師の方を招いて話をさせていただき、児童福祉に携わっている関係者間で支援体制や備えについて情報交換をする予定です。

## 発達障害部会

8月は「発達障害のある方の就労支援研修会」を開催し、一般企業、高校、障害福祉サービス事業所などから約90名が参加。発達障害のある方が働く上での課題を共有し、サポートのあり方について考える機会となりました。また、9月には当部会の構成員だけでなく子ども部会の構成員にも声をかけ、計17名の参加を得て山形県発達障がい者支援センターの視察研修を実施。発達障害のある方への「相談

鶴岡市障害者地域自立支援協議会では、障害福祉分野の課題について、専門的に対策を協議するため、4つの専門部会を設置しています。

今回は、各部会の活動の進捗状況についてお知らせします。



相談支援部会にて、「介護保険との連携」について検討している様子。

支援」「発達支援」「就労支援」を総合的に行う専門機関の必要性を再確認するとともに、保健・医療・福祉・教育・労働・行政機関など、既存の相談支援機関による連携ネットワークを構築することの大切さも痛感しました。今後の部会では、この視察研修での学びを踏まえ、オール鶴岡体制での相談支援のあり方について協議を深めていきたいと考えています。

## しごと部会

しごと部会では、6月に第1回しごと部会を開催しています。今年度第1号広報でもお伝えしたとおり、事業所アンケートを基に、工賃アップに向けたグループワークを展開、事業所のウリを考える機会となりました。

第2回目は10月28日（金）に開催しました。今回は、「障害のある方の就労、古今東西」と題し、障害のある方の就労の歩み、雇用主の立場からみた奥深さ、今後雇用やタイアップについて、講演をいただく内容でした。これまでの経過を学び、雇用の現場を知らながら次の仕事・人づくりを皆で考えることが目的です。障害福祉サービス事業所と企業がお互いの良さを知り、求人・求職しあい、協働していく過程で企業マッチングが図れ、繋がりあっていくきっかけになるのではないかと思います。

しごと部会では、事業所と企業の繋がりを広げ、さらに深め合えるような仕組みづくりを発信・提案してきたいと考えています。

## <第2回>

### 想いをつなぐ！

日々の事業所展開で思うこと、部会・個別支援会議に参加して感じたこと、今後活かしていきたいこと等を寄せていただくコーナーです。

# リレートーク

## ～ リカバリー×アスピア＝未来 ～

一般社団法人 Pasio  
代表理事 佐原和紀さん

一般社団法人の Pasio（パシオ）は、エスペラント語で情熱、熱意という意味を持っています。幸福な社会の実現は世界共通の願いです。熱意×情熱で地域に旋風を巻き起こし、障害があっても無くとも共に住みやすい社会をつくりたい。そんな理想を掲げています。

アスピアというのは、「明日+ピア（仲間）」の造語です。未来の自分に向かい、共に希望の翼を広げる。そして、昨日までなかった新たな価値をアスピアが創り出しながら理想の福祉社会を実現（ソーシャルアクション）する。こうした理念が込められています。

これらを実現するために私たちは、3つのコンセプトに基づい

た活動をしていきます。①施設中心ではなく、アウトリーチ（地域）中心で支援を行うこと。②障害緩和の支援から生活の充実（リカバリー）に役立つ支援を目指すこと。③ピアスタッフと共に働き、社会に貢献することです。

「アスピアらしい」といわれるような福祉サービスを実現したいと思います。

### 【就労移行支援/自立訓練】

一般社団法人 Pasio  
アスピアソーシャルアクション  
〒997-0011  
鶴岡市宝田三丁目 19 番 20 号  
TEL: 0235-22-9001  
mail: [aspia@pasio.or.jp](mailto:aspia@pasio.or.jp)  
HP: [www.pasio.or.jp](http://www.pasio.or.jp)



「リカバリーって何？」の手作りチラシ。



「アスピア」の入口、ガラス張りでもとても明るい



「アスピア」の利用者の作業スペース。

## 編集後記

山形県主催の障害者虐待防止研修会を企画したある方に聞いたところ、県全体での研修会は毎年開催しているものの身近な市町村単位での研修会は開催されていない、とのことでした。鶴岡市では、平成26年度に続き今年度も実施しました。「虐待防止の先進地」として「みんなちがってみんないい」を実践すれば、誰もが住みよい鶴岡になると思います。 編集者 Y